

3 療育手帳

療育手帳の交付を受けることにより、一貫した指導や相談を受けることができ、年金や手当、医療費の助成などの各種援助、税金の控除などの制度を利用することができます。

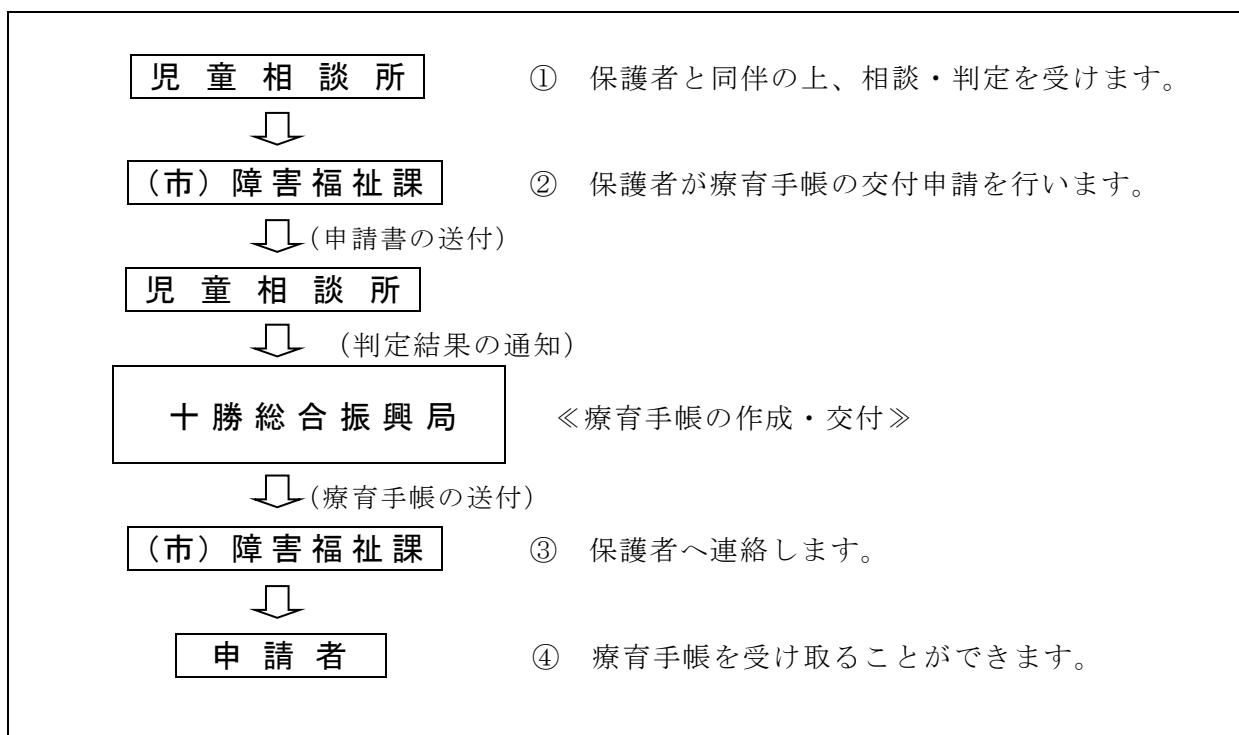
1 療育手帳の交付手続きなど

1. 療育手帳の 交付申請 ＜新規申請＞	療育手帳の交付を受けるには、まずどのような障害の状態にあるのか判定を受け、その後に交付の申請をします。 * 18歳未満の児童は、児童相談所で判定を受ける。 * 18歳以上の方は、当市で行われる巡回相談（年3～4回）か、道立心身障害者総合相談所（札幌市）に来所の上で、判定を受ける。	
	持参するもの	① 写真1枚 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの（縦4cm × 横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可）
2. 障害の程度が 変わったとき ＜再交付申請＞	手帳の交付を受けた後、障害の程度が変わった（A→B、B→A）場合、再交付の申請をしてください。	
	持参するもの	① 写真1枚 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの（縦4cm × 横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ③ 療育手帳
3. 手帳を紛失 破損したとき ＜再交付申請＞	手帳の再交付を受けることができますので申請をしてください。	
	持参するもの	① 写真1枚 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの（縦4cm × 横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ③ 破損の場合は療育手帳を持参
4. 本人及び保護者の 住所・氏名が 変わったとき ＜記載事項変更届＞	変更の手続きを行ってください。	
	持参するもの	① 療育手帳
5. 手帳の返還 ＜返還届＞	障害がなくなったとき、または死亡されたときは必ず手帳を返還してください。 なお、手帳を紛失されている場合はお申し出ください。	
	持参するもの	① 療育手帳
6. 療育手帳交付 証明書の発行	手帳の再交付の手続きを行い、療育手帳が交付されるまでの間に証明が必要な場合、交付証明書を交付します。	
	持参するもの	① 写真1枚（縦4cm × 横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可）
7. 手続・問合せ先	（市）障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4147	

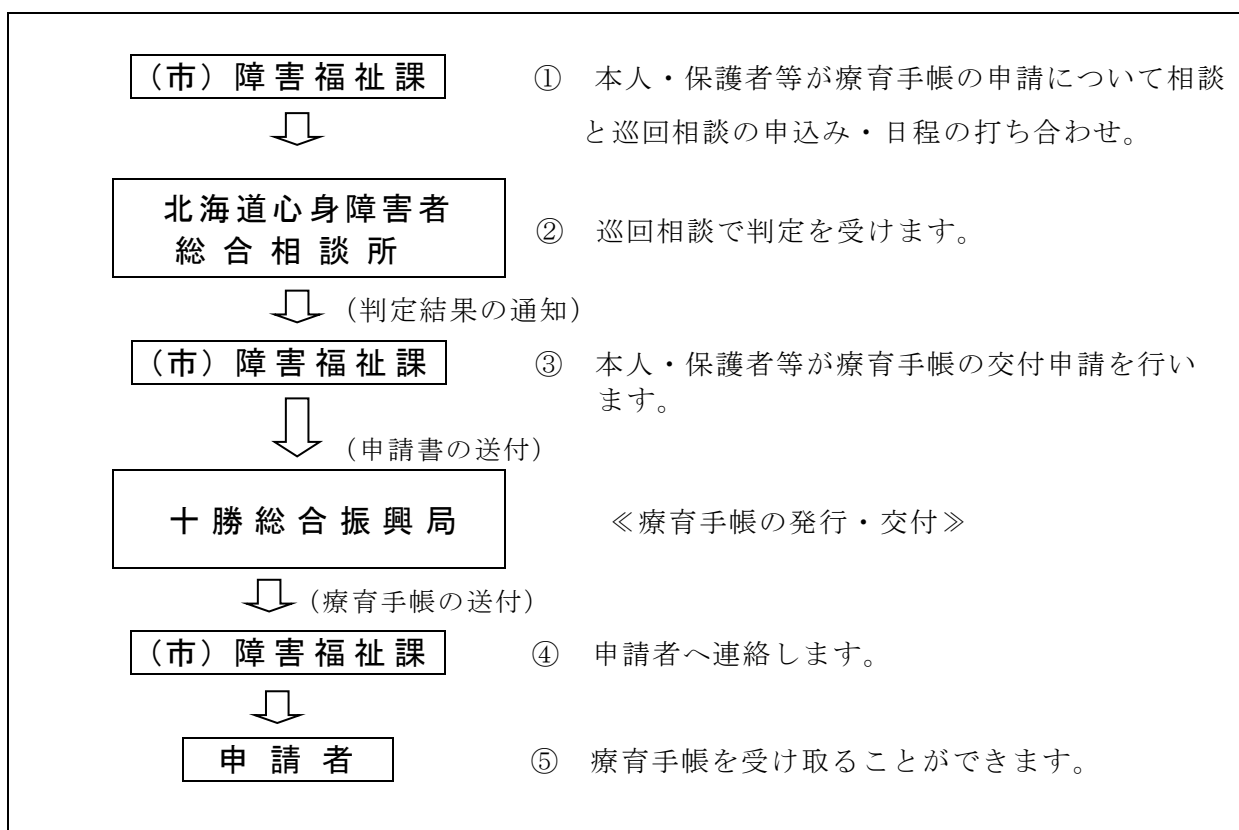
2 療育手帳が交付されるまで

手帳の申請から交付までには約1～2カ月ほどかかります。

(1) 18歳未満



(2) 18歳以上



3 療育手帳の説明

1枚目表1P目

療育手帳	
北海道 第○○○○○号 令和○○年○月○日 交付	
(写真)	旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第1種 ↑ ② ①
	氏名 十勝 太郎 昭和○○年○月○日生 北海道 印

2P目

判定の記録(1)	
障害の程度 (総合判定)	合併障害 第○○号 (身体障害 級)
判定年月日	令和3年8月22日
次の判定年月	令和5年8月
判定機関	帯広児童相談所
判定の記録(2)	
障害の程度 (総合判定)	合併障害 (身体障害 級)
判定年月日	
次の判定年月	
判定機関	印

3P目

判定の記録(3)	
障害の程度 (総合判定)	合併障害 (身体障害 級)
判定年月日	
次の判定年月	
判定機関	印
判定の記録(4)	
障害の程度 (総合判定)	合併障害 (身体障害 級)
判定年月日	
次の判定年月	
判定機関	印

4P目

本人	性別	男
帯広市西○条南○丁目○○		
住所		
現住所	帯広市西○条南○丁目○○	
備考		

2枚目表1P目

保護者		
氏名	続柄	職業
十勝 一郎	父	
帯広市西○条南○丁目○○		
住所		
予備欄 <交付事由> 令和○○年○月○日		

2P目

北海道 第○○○○○号 (氏名 十勝 太郎)	
(有料道路割引)	
道路 介護	(自動車のナンバー) ○○年○○月○○日まで有効
申請によりシールを貼られ、適用を受けられます。	

3P目

第1種は「介護」の記載あり

4P目

北海道 第○○○○○号 (氏名 十勝 太郎)

上記の該当項目		説 明 ・ 内 容
①	②	
障害の程度	種 別	
A	第1種	<p>障害程度が重度のことです。 (おおむねIQ35以下で日常生活に介助を必要とする方です。)</p> <p>重度の障害のため、交通機関(バス、列車など)を利用する際、<u>本人と介護者の運賃が割引になります。</u> また、単独での利用でも割引になります。</p>
B	第2種	<p>障害程度が中度または軽度のことです。 (中度 ~ おおむねIQ50以下) (軽度 ~ おおむねIQ75以下)</p> <p>交通機関(バス、列車など)を利用する際、<u>本人のみ運賃が割引になります。</u></p>